

平成二十九年六月六日提出
質問第三七一号

東京外かく環状道路（関越～東名間）の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問主意書

提出者 宮本 徹

371

東京外かく環状道路（関越く東名間）の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問主意書

本年三月三十日の決算行政監視委員会において、私は「東京外かく環状道路（関越く東名間）の地中拡幅部工事の談合情報」を質問した。後日、国土交通省の担当者より「発注者である東日本高速道路会社および中日本高速道路会社は、受注業者の選定作業を停止し、公正取引委員会および警察に通報をおこない、国土交通省にもその旨の報告があった」との説明を受けた。

そこで以下、質問する。

一 談合情報が事実であった場合、談合にかかわった共同事業者（JV）に参加している企業すべてが指名停止の対象となるのか、また、指名停止期間はどれぐらいになるのか。

二 談合情報が事実であった場合、技術提案をおこなってきた大手ゼネコン等が指名停止となることも想定されうる。入札のやり直しとなった場合、どの程度の期間を要するかと考えているか。

三 地中拡幅部の工事は国交省などが設置した「東京外環トンネル施工等検討委員会」でも「世界でも類を見ない規模の、技術的困難さを伴う工事」とされてきた。現在、技術提案しているゼネコン等JV以外

に、同等の安全レベルの技術提案ができる事業者があると考えているか。また、何社程度あると考えているか。

四 かりに、再入札がおこなわれる場合に、現在、技術提案されているものよりも安全レベルがより低い技術提案が選ばれることはあるのか。

五 地中拡幅部工事の談合情報にもとづき、受注業者の選定作業も停止となるなか、東京外かく環状道路（関越く東名間）の建設はきわめて不透明な状況にあると考える。今後の東京外かく環状道路建設に与える影響について、どう認識しているか。

右質問する。